

## 一般社団法人 A B C 協会 定款

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 A B C 協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、 を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 事業
2. 事業
3. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都 区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(社員の資格の得喪に関する規定)

第5条 当法人の社員となろうとするものは、当法人が別に定める方法により入社を意思を当法人に通知することにより、当法人の社員となる。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(設立時社員の氏名ほか)

第7条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都 区 一丁目1番1号 田中太郎  
東京都 市 111番地1 小池次郎

(法令の準拠)

第8条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。